

札幌大学公開講座に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則第15条の規定に基づき、公開講座に関し必要な事項を定める。

(受講資格等)

第2条 受講資格及び募集人員は、その都度定める。

(時期、場所等)

第3条 公開講座は、原則として、授業の実施に支障のない時間に行うものとし、その実施時間については、その都度定める。

2 公開講座は、各校の施設を使用して行うものとする。ただし、必要がある場合は、学外で実施することができる。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、各校の教育職員及び事務職員のうちから、学長が指名する。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者に講師を委嘱することができる。

(受講料)

第5条 公開講座を受講しようとする者は、受講の申請に際し、所定の受講料を納付しなければならない。

2 前項の受講料の額は、その都度別に定める。

3 既納の受講料は、一切返還しない。

(所管)

第6条 この規程に関する事務の所管は、企画部学術支援課とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学公開講座に関する規程及び札幌大学女子短期大学部公開講座に関する規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学公開講座に関する規程及び札幌大学女子短期大学部公開講座に関する規程は、廃止する。

附 則 (令和5年6月30日)

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。